



子どもと地域の交流の場 資源集団回収に励む三郎丸区

古新聞やダンボールなどを資源としてリサイクルする資源集団回収が2月5日、三郎丸区の子ども会活動の一環として実施されました。

資源集団回収は、子ども会などの団体が回収した古新聞などをリサイクル業者に販売して、団体の活動資金に充てることが出来ます。

また、この活動は子どもと保護者、地域のみなさんとのコミュニケーションの場になるとともに、子どもたちの環境保護に対する意識を啓発しながら、実践できる教育の場にもなっています。三郎丸区では年6回、子どもたちと地域の人たちが一緒に資源集団回収を実施しています。

この日参加した北城戸幸紀くん(赤間西小3年)は朝早くから来て、地域の人が出してくれる軽トラックを待ちます。

午前8時30分、公民館までダンボールなどを回収しながら来た軽トラックが到着。幸紀くんら20人の子どもたちが資源物を手際よく分けられます。

なかでも、低学年の子どもたちが一生懸命に古新聞を運んでいたのが印象的でした。もう一つの子どもたちの楽しみが、回収作業後のお楽しみ会。福岡教育大学の学生のみなさんの指導で、焼きいもと生キャラメルを作って食べました。

回収を始めてみませんか。山下千鶴さん(30歳代)地域の人も子ども会に出すため資源物を取り置きしてくれ、軽トラックを出してくれるのでとても助かっています。集団回収で得たお金は、子ども会の活動費に充てています。子どもたちも集団回収で得たお金が活動費になっていると知っているの、家庭で

も「廃品回収に出そう」と分別作業に励んでいます。三郎丸区長の山本隆信さん(77歳)地域で軽トラックを出すなど、子ども会の活動支援のために協力しています。子どもは地域の宝です。子どもを中心に「三郎丸がふるさと」と帰属意識を持ってほしいと思っています。

(市民記者 元村良子)



地域の人と一緒に、せつせと古新聞などを運ぶ子どもたち

この活動は、資源物をリサイクル業者に販売して活動資金を得ることができると同時に、市に資源集団回収団体の登録をすれば市からの補助金も支給されます。市では、多くの団体に登録を呼びかけています。みなさんの地域でも、資源集

市ではごみの資源化・減量化を推進するため、地域で資源物を回収している子ども会、自治会、老人会、PTAなどの公共的団体に対し、資源物の回収量に応じて奨励金を支給しています。奨励金の対象となる資源物は①古紙類(新聞、雑誌、ダンボール)②古布③びんです。

奨励金の支給を受けるには団体の登録が必要です(年度途中での登録も可能です)。各実施団体で収集場所と日時、回収業者を決定し、「団体登録申請書」を市に提出してください。

登録後は、回収業者が発行する買取証明書などを保管し、半年毎に同証明書などを添付し、市に奨励金を請求してください。

平成22年度前期では、114団体に約750万円が支給されました。支

資源集団回収を始めませんか



	前期(4月~9月)、後期(10月~翌年3月)の回収活動回数	
	2回までの場合	3回以上の場合
古紙類	5円/kg	6円/kg
古布	5円/kg	6円/kg
びん	3円/本	3円/本

り組んでみませんか。

問い合わせ先 資源廃棄物課

☎(36)1421

子どもの野菜嫌いがなくなる!? 生ごみリサイクル元気野菜作り

市では、リサイクルの啓発と食育の推進のため、市内の保育所などで、給食から出る調理くずや食べ残しなどの「生ごみ」をたい肥にして野菜を育てる「生ごみリサイクル元気野菜作り」の普及に取り組んでいます。



畑の土作りに励む玄海風の子保育園の園児たち

現在、市内7カ所の保育所・幼稚園と1カ所の小学校が活動に取り組み、「野菜嫌いの子どもが減った」「園のごみが減った」など成果を実感しているようです。

子どもだけでなく、誰もがかわりのある「ごみ」と「食」に関する取り組みです。市では、相談の受け付けや資料の提供などの支援を実施しています。生ごみが減って、おいしい野菜が食べられる一石二鳥の「生ごみリサイクル元気野菜作り」に、地域や家庭で取り組んでみませんか。

問い合わせ先 資源廃棄物課 ☎(36)1421

マナーを守って!

ごみの野外焼却は法律違反です

ごみの野外焼却は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。

ドラム缶を使ったり、ブロックを積んだり、穴を掘ったりして燃やすことも禁止です。また、個人所有の焼却炉の使用も禁止されています。ごみは、市で定められた処理方法で適正に処理しましょう。

法律に違反してごみの焼却をした人は、5年以下の懲役か、1,000万円以下の罰金が科せられます。

ただし、「同法施行令第14条」で次の焼却は例外として認められています。

- 例外的に認められている焼却
 - ▽農業や林業、漁業を営むためにやむを得ない廃棄物焼却
 - 農業者によるあぜ草焼き(3月~5月ごろ)、麦わら焼き(5月~6月ごろ)、稲わら焼き(10月~11月ごろ)などは、農業を営む上でやむを得ないものとなります。
 - ▽風俗習慣上か宗教上の行事を実施するために必要な廃棄物焼却
 - 地域の「どんど焼き」などは、風俗習慣上のものになります。
 - ▽国や地方公共団体がその施設の管理をするために必要な焼却
 - ▽震災、風水害、火災や凍霜害などの災害予防、応急対策や災害復旧のために必要な廃棄物焼却
 - ▽たき火や日常生活を営むための廃棄物焼却で軽微なもの
- 例外的に認められている焼却でも、近隣住民との相互理解が必要です
 - 焼却の際に、「煙が不快」「のどが痛い」「洗濯物ににおいがついた」などの苦情が市に寄せられることがあります。

例外的に認められている焼却でも、住宅が近隣にある場所などでは、「風の強い日を避ける」「風向きや時間帯を考える」「最小限の焼却にする」など、近隣住民の迷惑や延焼にならないよう気を付けましょう。

また、事前に焼却の日時を近隣の方へ連絡するなど、できるだけ周知に努めましょう。

問い合わせ先 環境保全課 ☎(36)1130
農業委員会事務局 ☎(36)0046

